

# 都城泉ヶ丘高等学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月1日施行

令和5年4月1日改訂

## 内容

1. いじめの防止等のための対策	1
(1) いじめ防止基本方針の策定にあたって	1
(2) いじめ不登校対策委員会について	1
(3) 生徒が主体となつたいじめの防止等の取組	2
(4) いじめ防止等に関する措置	2
ア いじめの防止(いじめ防止プログラム等)	2
イ 早期発見(見守り、アンケート、相談体制等)	3
ウ いじめの認知	4
エ いじめに対する措置	5
緊急時の組織的対応	5
ネット上の不当な書き込みへの対応	5
オ いじめの解消	5
2. 重大事態への対処	6
3. その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	6

資料1 都城泉ヶ丘高校いじめ防止プログラム

資料2 早期発見・事案対処マニュアル①

「いじめ防止等のための職務別ポイント」

資料3 いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン

資料4 教室や家庭でのいじめのサイン

資料5 早期発見・事案対処マニュアル②

いじめに対する措置(緊急時の組織的対応)

資料6 記録用紙(※別様式で詳細な記録を残す場合もある)

資料7 いじめの認知チェックフロー

資料8 いじめの解消チェックシート

なお、以下については「宮崎県いじめ防止基本方針」の内容をそのまま本校でも適用していきますので、本方針には掲載いたしません。

・いじめの定義   ・いじめの理解   ・いじめの防止等に関する基本的な考え方

・重大事態の調査、調査結果の提供及び報告

・重大事態の調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

## 1 いじめの防止等のための対策

校長は、積極的にリーダーシップを発揮し、いじめ防止等のための取組が全教職員に理解され、確実に遂行されるよう努めます。

### (1) 都城泉ヶ丘高校いじめ防止基本方針の策定にあたって

ア 本校では、県及び国の中長期基本方針を参考にして、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を学校基本方針として定めました。

イ 基本方針の主な内容

- ①いじめの防止のための取組
- ②早期発見・早期対応・いじめ事案への対処の在り方
- ③教育相談体制
- ④生徒指導体制
- ⑤校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容

### (2) 「いじめ不登校対策委員会」(いじめの防止等の対策のための組織)

ア いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。原則的に週1回の定例会とし、いじめ不登校の予防に向けた取組や生徒に関する情報交換を行います。いじめ事案発生時は必要に応じて臨時で開催し、適切な対応に努めます。

#### 【構成員】

副校長(総括教頭)、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、人権教育担当

※いじめ不登校対策委員会の運営のために心理、福祉等に関する専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加が必要と判断するときは、県教育委員会に相談・報告の上、必要な専門家の派遣を受けます。

イ いじめ不登校対策委員会の役割は、次に掲げるものです。

- ① いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きない・いじめを許さない環境づくりを行う役割【「学校いじめ防止プログラム」(資料1)の策定】
- ② いじめであるかどうかの判断を組織的に行う役割
- ③ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ④ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ⑤ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握

を行う役割

- ⑥ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ⑦ 「都城泉ヶ丘高校いじめ防止プログラム」「早期発見・事案対処マニュアル」の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ⑧ 「都城泉ヶ丘高校いじめ防止プログラム」「早期発見・事案対処マニュアル」に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ⑨ 学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む。)
- ⑩ いじめの防止等の対策を検討するにあたり、生徒の意見を積極的に取り入れるため生徒会との会合を企画する役割
- ⑪ その他
  - ・生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組(例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が生徒の前で取組を説明する等)を実施する。
  - ・いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにする。

### (3) 生徒が主体となつたいじめの防止等の取組

校内外において生徒会が主体となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談箱を設置して生徒同士で悩みを聞き合う活動など、いじめの防止等における取組を推進します。「学校いじめ防止プログラム」(資料1)に詳細はまとめています。

### (4) いじめの防止等に関する措置

「都城泉ヶ丘高校いじめ防止プログラム」(資料1)の策定・実施を行い、校長を中心に一致協力体制を確立して取り組みます。【職務別ポイント(資料2)】

#### ア いじめの防止 (いじめ防止プログラム等)

- (ア) 全ての生徒を対象に、「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図るとともに、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組みます。

【主な活動】ピア・サポート、人権学習、情報モラル講演会、生徒総会 等

- (イ) 未然防止の基本として、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

【主な活動】FITS、自主的な行事運営、対話的な授業、部活動の活性化

- (ウ) 生徒に対して、いじめの傍観者とならず、教職員や保護者、地域住民などに知らせたりするなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

**[主な活動]面談週間の設定、相談窓口の周知、年4回のアンケート調査**

- (エ) 生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。

**[主な活動]各種委員会活動の活性化、自主的な行事運営、面談の実施**

- (オ) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

**[主な活動]研修会の実施、職員アンケート、保護者アンケート、授業評価**

- (カ) ネットいじめの予防について取り組みます。

**[主な活動]保護者へのフィルタリング等の啓発、情報モラル講演会の実施**

**イ 早期発見（見守り・アンケート・相談体制等）**

- (ア) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。

- (イ) 教職員は、日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員間の情報共有に努めます。生徒が欠席の場合、連絡があっても夕刻に確認の連絡を入れ、3日連続して欠席の場合、基本的には家庭訪問を行うように心掛けます。

**【いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン（資料3）】**

**【教室や家庭でのいじめのサイン（資料4）】**

- (ウ) 定期的なアンケート調査(6月・9月・10月・2月)やリクエスト相談(5月・10月)の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。アンケート結果は「いじめ不登校対策委員会」に集約し、そこから教育相談・保健室・生徒指導部等へつなぎ、生徒の面談やケア、問題解決に向けた対策へとつなげていきます。無記名式アンケートで「いじめの記載」があった際には、慎重に追跡調査を行い、再アンケートや個人面談等を実施するとともに複数の相談窓口の再度周知をおこないます。

- (エ) 生徒からの相談や聴き取りについては、生徒が希望する教職員や臨床心

理士等が対応できる体制の構築に努めます。

- (オ) いじめの相談窓口は、教育相談・養護教諭・管理職とし、生徒に対しては全校集会での紹介や教室掲示、教育相談だより等を通じて、保護者に対してはPTA総会、学校ホームページ、教育相談だより等を通じて周知していきます。

相談受付は、教育相談室・保健室への生徒・保護者の来室は常時行っています。リクエスト相談(年2回)で生徒から面談を希望する機会も作ります。また、面談週間時の2者面談から教育相談等へつないだり、いじめアンケート(年4回)の記載内容から面談を実施することもあります。保護者からの電話での相談も受け付けます。管理職・教育相談・養護教諭・学年主任の中で話がしやすいと思う職員を保護者のほうで選んで相談できます。

- (カ) 生徒からの相談において、生徒からのSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては、多大な勇気を有するものであることを教職員は理解し、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。
- (キ) 校外の相談窓口についても校内掲示やPTA総会等での資料配付により生徒・保護者への周知をはかります。「ふれあいコール」、「ネットいじめ目安箱」、「宮崎こころの保健室」、「チャイルドライン」、「ヤングテレホン」等)

#### ウ いじめの認知【いじめの認知チェックフロー(資料7)】

いじめの認知については、事実について状況把握を十分に行った上で、法の定義に当たるか否かの判断を行います。その際、いじめの被害生徒の立場に立ち、いじめ不登校対策委員会で組織的に判断します。

- (ア) いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに相談窓口の副校長(総括教頭)・教頭へ連絡をし、組織的な対応を行い、被害児童生徒を守り通します。絶対に特定の教職員で抱え込まないようにします。

- (イ) 各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。【記録用紙(資料6)】

- (ウ) いじめの積極的な認知にあたっては以下の点に留意します。

- ①些細な事案も「認知すべき事案ではないか」と意識する視点をもちます。
- ②認知の手段としてアンケートだけに頼るのではなく、あらゆる手段を講じます。
- ③不登校や問題行動などの生徒指導状況についてしっかりと分析します。
- ④アンケートなどで訴えがあつた場合も、すぐに「認知」ではなく、状況をしっかりと把握して組織的に判断します。
- ⑤外見的にはけんかに見えることでも、いじめの被害生徒の感じる被害性

に着目した見極めを行います。

⑥双方向のいじめとして認知する場合もあります。

⑦好意から行ったが、意図せず相手を傷つけたことでいじめと認知する場合もあります。

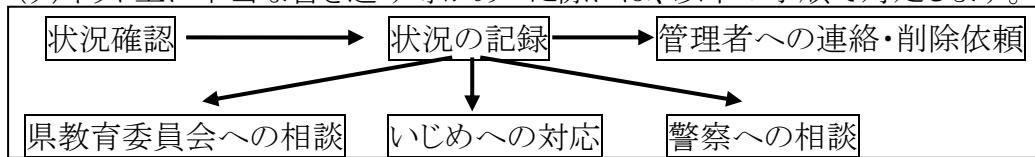
## エ いじめに対する措置

いじめに対する措置は組織的に行います。【いじめに対する措置(緊急時の組織的対応) (資料5)】

(ア) 加害生徒に対しては、生徒指導部又は学年団が中心となり、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行います。

(イ) 加害生徒及びその保護者に対して、必要な指導や支援を管理職・生徒指導部・学年団が継続的に行い、被害生徒及びその保護者との関係に配慮します。

(ウ) ネット上に不当な書き込み等があった際には、以下の手順で対処します。



(エ) これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、説明責任を負います。

## オ いじめの解消 【いじめの解消チェックシート(資料8)】

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。これについてはいじめ不登校対策委員会で情報収集を行い、判断を組織として行います。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ不登校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過し

た段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。面談者は、いじめ不登校対策委員会で決定します。

本校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。いじめ不登校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行います。

なお、いじめ不登校対策委員会においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の教職員のみではなく、組織的に判断する仕組みづくりを行うようにします。

## 2 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告します。県教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断を行います。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（相当の期間とは年間30日を目安とするが連続欠席の場合は目安に關わらず判断する）

## 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針については、毎年の見直し・改善を組織的に検討します。また、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- 2 基本方針については、ホームページ上で公表します。